

村山市監査委員公告 第 21 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 27 日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

1. 監査の対象 保健課
2. 監査の期間 令和 3 年 12 月 17 日から 12 月 27 日まで
3. 監査の範囲 令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法  
村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点  
財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果  
【指摘事項】 休日勤務手当の支給について、追給すべきものがある。  
〔追給〕 休日勤務の取扱いの誤りを是正することにより追給すべきものがある。(2 件)  
〔指摘〕 休日(祝日)に勤務することを命じられた日を週休日の振替で対応しているが休日の勤務を命じられた場合は「代休日指定簿」を使用することになる。ただし、代休日の指定は全勤務時間(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)について行うものであり、このたびは午前 9 時から午後 4 時までの勤務であるため、代休を指定することはできない。よって、休日勤務手当を支給することが適当であると判断するものである。